

# 函館市屋外広告業の登録の手引き

令和元年（2019年）5月  
函館市都市建設部まちづくり景観課

## 1 屋外広告業を営むには登録が必要です

市内で屋外広告業を営む場合は、屋外広告物法に基づく函館市屋外広告物条例（以下「条例」という。）により、登録を受けなければならず、その後も更新の手続きが必要です。

## 2 登録をするには申請が必要です

申請は、屋外広告業登録申請書に、所定の必要書類を添えて郵送または持参により行ってください。返信用封筒は不要です。

必要書類および記載内容については、8 必要書類、9 申請書の書き方を参照してください。

提出された申請書類の審査期間は10日間（標準処理期間（休日を含まない））です。

## 3 登録手数料について

手数料は、登録・更新いずれも1件につき10,000円です。

## 4 登録の期間について

登録の有効期間は5年です。

## 5 登録の拒否

登録申請者が次の拒否要件のいずれかに該当する場合や、屋外広告業登録申請書もしくはその添付書類の重要事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けている場合には、登録できません。

登録が拒否されたときは、理由と共にその旨が申請者に通知されます。

- ① 条例第38条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ② 条例第38条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ③ 条例第38条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 条例またはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その

執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ⑤屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～④または⑥～⑦に該当するもの
- ⑥法人でその役員のうち①～④に該当する者があるもの
- ⑦業務主任者を選任していない者

※業務主任者について

(1) 業務主任者となることができる要件

営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任する必要があります。

- ①法第10条第2項第3号の国土交通大臣の登録を受けた法人が行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ②都道府県、政令市、中核市が行う講習会の修了者
- ③広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

(2) 業務主任者の職務

業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行わなければなりません。

- ①条例その他広告物に関する法令の規定の遵守に関すること
- ②広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他これらに係る安全の確保に関すること
- ③条例36条の帳簿の記載に関すること
- ④業務の適正な実施の確保に関すること

## 6 登録後の屋外広告業者の義務

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記第32号様式による標識を掲げなければなりません。

(2) 帳簿の作成

屋外広告業者は、その営業所ごとに、別記第33号様式による帳簿を備え、その営業に関する事項を記載しなければなりません。

この帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければな

りません。

なお、この帳簿の作成・保存は、書面に代えて電子データにより行うことができます。

(3) 登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、市長に届け出なければなりません。届出は別記第26号様式により所定の添付書類を添えて提出してください。

届出があった場合、当該届出に係る事項が上記5に記載する拒否要件の⑤から⑦までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項は屋外広告業者登録簿に登録されます。

(4) 廃業等の届出

屋外広告業者が次の表のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内にその旨を別記第27号様式により、市長に届け出なければなりません。この場合、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失います。

廃業等の届出事由	届出をする人
①死亡した場合	その相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった者 (法人にあっては、その法人を代表する役員)

## 7 違反に対しては罰則等があります

### (1) 登録の取消・営業停止命令

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、その営業の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

- ①不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ②上記5に記載する登録の拒否要件の②④⑤⑥⑦のいずれかに該当することとなったとき
- ③登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出を受けたとき
- ④条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反したとき

### (2) 報告および立入検査

市長は、市内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができます。

### (3) 罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。

罰則事由	罰則内容
① 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	1年以下の懲役または50万円以内の罰金
② 不正手段により登録を受けた者	
③ 営業停止命令に違反した者	
④ 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった者	
⑥ 報告をせず、虚偽の報告をしたり、または立入検査を拒むなどした者	20万円以下の罰金
⑦ 廃業等の届出を怠った者	5万円以下の過料
⑧ 標識を掲示しなかった者	
⑨ 帳簿を備えず、記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または保存しなかった者	

## 8 必要書類

○登録・更新申請，変更届出に必要な書類（部数：1部）  
各様式は，函館市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/docs/2014012400169/>

### 新規・更新登録

書 類		法 人	個 人
①	屋外広告業登録申請書（別記第20号様式）	○	○
②	誓約書（別記第21号様式）	○	○
③	略歴書（別記第22号様式）	申請者	○
		役員	○
④	住民票（ <u>3ヶ月以内に発行されたもので，本人のみ記載のもので可。「本籍」，「世帯主」，「筆頭者」，「続柄」の記載を省略したもので可</u> ）またはこれに代わる書類	申請者	○
		役員	○
		業務主任者	○
⑤	営業の沿革（別記第23号様式）	○	—
⑥	履歴事項全部証明書（いわゆる法人登記簿のことで， <u>3ヶ月以内に発行されたもの</u> ）	○	—
⑦	業務主任者の資格を証する書面	○	○

※1：履歴事項全部証明書および住民票は，原本を提出してください。

※2：申請者が未成年者である場合は，法定代理人の書類が必要となります。

※3：屋外広告業に携わらない役員については，その旨を書面で提出することにより，誓約書，略歴書，住民票の写しの提出が不要となります。

（参考様式参照）

(参考様式) 屋外広告業に携わらない役員の申出書

申 出 書

年 月 日

函館市長 様

申出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

次の者は、当社が行う屋外広告業に従事していないことを申し出ます。

職	氏 名

変更届出

変更事項		書 類	法 人	個 人
①	登録事項変更	屋外広告業登録事項変更届出書（別記第26号様式）	○	○
②	屋外広告業者の氏名，住所（所在地），営業所の名称，所在地等	履歴事項全部証明書（いわゆる法人登記簿のことで， <u>3ヶ月以内に発行されたもの</u> ）	○	—
		住民票（ <u>3ヶ月以内に発行されたもので，本人のみ記載のもので可。「本籍」，「世帯主」，「筆頭者」，「続柄」の記載を省略したもので可</u> ）またはこれに代わる書類	○	○
③	役員の氏名	履歴事項全部証明書（いわゆる法人登記簿のことで， <u>3ヶ月以内に発行されたもの</u> ）	○	—
		誓約書（別記第21号様式）（代表者が誓約）	○	—
		住民票（ <u>3ヶ月以内に発行されたもので，本人のみ記載のもので可。「本籍」，「世帯主」，「筆頭者」，「続柄」の記載を省略したもので可</u> ）またはこれに代わる書類	○	—
		略歴書（別記第22号様式）	○	—
④	業務主任者の氏名，所属営業所の名称	住民票（ <u>3ヶ月以内に発行されたもので，本人のみ記載のもので可。「本籍」，「世帯主」，「筆頭者」，「続柄」の記載を省略したもので可</u> ）またはこれに代わる書類	○	○
		業務主任者の資格を証する書面	○	○

※1：履歴事項全部証明書および住民票は，原本を提出してください。

※2：申請者が未成年者である場合は，法定代理人の書類が必要となります。

※3：屋外広告業に携わらない役員については，その旨を書面で提出することにより，誓約書，略歴書，住民票の写しの提出が不要となります。

## 9 申請書の書き方

別記第 20 号様式（第 25 条関係）

①  
屋外広告業登録(更新登録)申請書

②年 月 日

函館市長 様

住所 { 法人にあっては、主たる  
事務所所在地 }

③ 申請者 氏名 { 法人にあっては、その名  
称および代表者の氏名 }

電話 — —

屋外広告業の登録(更新の登録)を受けたいので、函館市屋外広告物条例第26条第1項(第3項)の規定により、次のとおり申請します。

※ 登 録 番 号	第 号	個人・法人の別	・個人 ・法人 ④
※ 登 録 年 月 日	年 月 日		
(ふりがな) 氏名(法人にあっては、その 名称および代表者の氏名)	⑤		
生年月日(法人である場合を 除く。)	⑥ 年 月 日		
住所(法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	郵便番号( — ) ⑦ (電話 — — )		
函館市の区域内において 営業を行う営業所の 名称および所在地	名 称	所 在 地	
	⑧	郵便番号( — ) (電話 — — )	
営業所ごとに置く 業務主任者の氏名 およびその資格	営業所の名称	(ふりがな) 氏 名	資 格
	⑨		

- ① 新規の場合 (更新登録) に取り消し線を引く
- ② 申請日を記入
- ③ 申請者の住所、氏名、電話番号を記入
- ④ 該当するものに○を付ける
- ⑤ 氏名を記入 (法人の場合、名称および代表者の氏名を記入)
- ⑥ 生年月日を記入 (法人の場合は不要)
- ⑦ 郵便番号、住所、電話番号を記入 (法人の場合、主たる事務所の所在地)
- ⑧ 営業所の名称、郵便番号、所在地、電話番号を記入
- ⑨ 営業所の名称、業務主任者の氏名、資格を記入

法人の市の区域内の営業に係る業務を執行する役員の役職名、氏名、生年月日および住所または未成年者の法定代理人の氏名、生年月日および住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、代表者の氏名および生年月日ならびに主たる事務所の所在地）	(ふりがな) 氏名等	⑩ 役職名 生年月日 年 月 日	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	⑪ 郵便番号( — )  (電話 — — )	
他の地方公共団体における登録（届出）	登録等を受けた地方公共団体名	登録等年月日	登録等番号
	⑫	⑬ 年 月 日	第 ⑭ 号

添付書類

- 申請者（法人にあってはその役員、未成年者にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）を含む。）の誓約書および略歴書ならびに住民票の写しまたはこれに代わる書類
- 業務主任者が函館市屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面およびその住民票の写しまたはこれに代わる書類
- 申請者（未成年者にあっては、その法定代理人）が法人である場合は、登記事項証明書および屋外広告業に係る営業の沿革について記載した書面

注 新規登録の場合には、※印欄は、記入しないでください。

- ⑩ 市内で業務を行う役員の氏名、役職、生年月日を記入
- ⑪ 市内で業務を行う役員の郵便番号、住所、電話番号を記入  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
- ⑫ 函館市以外で業登録を受けた地方公共団体名を記入
- ⑬ 函館市以外で業登録を受けた年月日を記入
- ⑭ 函館市以外で業登録を受けた登録番号

屋外広告業登録事項変更届出書

① 年 月 日

函館市長 様

住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕  
 ② 届出者 氏名 〔法人にあっては、その名称および代表者の氏名〕  
 電話 — —

函館市屋外広告物条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	③ 第 号	個人・法人の別	・個人 ・法人 ⑤
登 録 年 月 日	④ 年 月 日		
変 更 事 項	⑥		
変 更 内 容	変 更 前	⑦	
	変 更 後	⑧	
変 更 年 月 日	⑨ 年 月 日		

- ① 届出年月日を記入
- ② 届出者の住所、氏名、電話番号を記入  
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）
- ③ 登録番号を記入（最新の登録番号）
- ④ 登録年月日を記入（③の登録年月日）
- ⑤ 該当するものに○を付ける
- ⑥ 変更事項を記入（書ききれない場合は別紙も可）
- ⑦ 変更前の内容を記入（書ききれない場合は別紙も可）
- ⑧ 変更後の内容を記入（書ききれない場合は別紙も可）
- ⑨ 変更した年月日を記入